

件名	愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令 (平成29年7月25日公布、平成29年7月31日施行)

【改正の概要】

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことに伴う改正

○ 条例名の改正

(現行) 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例

(改正) 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例

○ 適用期限の1年延長

(現行) 平成30年3月31日

(改正) 平成31年3月31日

○ 対象業種の見直し

(現行) 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業及び自然科学研究所

(改正) 全業種

○ 取得価額要件の見直し

(現行) 農林漁業関連業種 50,000 千円、農林漁業関連業種以外 200,000 千円超

(改正) 農林漁業関連業種 50,000 千円、農林漁業関連業種以外 100,000 千円超

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

○ 特別措置の概要

1 課税免除

対象地域に設置する一定設備に係る不動産取得税は課税しない。

2 対象業種

全業種

3 要件

取得価格が農林漁業関連業種 50,000 千円、農林漁業関連業種以外 100,000 千円を超えること。

4 減収補填措置

課税免除又は不均一課税をした場合の減収額 (75%) については、地方交付税で補填される。